

富山地方裁判所委員会（第28回）開催議事概要

1 開催日時

平成29年5月26日（金）午後2時から午後4時まで

2 開催場所

富山地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

【地裁委員会委員】（五十音順，敬称略）

飯野宏之，大垣輝夫，後藤隆，坂田博美，西野淳子，原啓一郎，水沼祐治

【オブザーバー】

廣田民事部総括裁判官

【説明者】

川久保主任書記官，浦瀧書記官

【事務担当者】

池田地裁事務局長，笠松民事首席書記官，中村地裁事務局次長，柳瀬家裁総務課長，酒井家裁総務課課長補佐，平尾地裁総務課庶務係長

4 進行次第

- (1) 新委員の紹介，挨拶
- (2) 委員長挨拶
- (3) 前回の各委員会での提言に対する取組状況について報告
- (4) 議事「労働紛争の解決に向けた手続について～労働審判制度を中心に～」
 - ア 概要説明
 - イ 意見交換別紙のとおり
- (5) 任期終了委員の紹介及び挨拶

5 次回のテーマ

「裁判所における障害を理由とする差別の解消の推進について」

6 次回の開催期日

次回委員会は、富山家庭裁判所委員会との合同開催の予定とし、開催日時については、富山家庭裁判所委員会と調整の上、後日決定する。

(別紙)

意見交換

(○委員, ●裁判所)

- 労働基準監督署等での手続と裁判所での手続では、何が違うのか。
- 労働基準監督署の手続は、労働基準法に違反するかを主なターゲットとしており、強制力のある立入調査などについても、あくまで行政の立場での手続となる。一方で、金銭を支払えというような民事的な請求権を実現するには、やはり裁判所での手続によるものと考えられる。また、労働局等におけるあっせん手続では、相手方が欠席すると手続が進められないが、労働審判では、相手方が欠席しても手続を進めることができ、最終的には審判により一定の結論を得ることができる。ただし、審判に対し異議が出された場合には訴訟手続に移行することになる。
- 労働組合に対する経営者側の団体交渉拒否などの集団的労使関係に係る紛争については、労働審判では扱うことができないため、裁判所における手続では訴訟、他の機関では労働委員会への申立て等によって解決を図ることになると考えられる。
- 当社の総務部長と労働組合委員長に、労働審判制度を知っているか聞いてみたところ、総務部長は聞いたことがあるとのことだったが、労働組合委員長は知らないとのことだったので、広報面でまだ行き届いていない部分があるのではないかと。
- 富山における労働審判の件数が少ないことは、求人が多いことが背景にあるのではないかと感じている。富山は、大都市に次いで有効求人倍率が高く、ある分析によると、有効求人倍率について、富山が実質日本一とのことである。これは、大都市の企業に採用されたとしても、実際に配属される先が別の都市であることが多いのに対し、富山の場合は配属先も富山であることが多いということが理由とされている。富山は、働き手にとっては、良い土地柄と言えるのではないかと。

- 富山市社会福祉協議会では、心配事相談を行っており、その中で、賃金未払についての相談もあるのだが、協議会側が労働審判制度について知らないため、結果として労働局や法テラスを紹介することが多い。少なくとも労働審判制度等についてのリーフレットを当協議会に備え置ければ、制度の紹介ができるのではないかと思う。
- リーフレットをハローワークにも備え置いてもらえば良いのではないか。
- 経済同友会や経済同好会のような団体に対し、リーフレットの送付や制度説明に行けば、所属企業の労働組合へ周知される可能性があるのではないか。
- 労働者側の申立てがほとんどということであれば、リーフレットをメーデーで配布したり、メーデーの事務局に備え置いてもらえば良いのではないか。
- 裁判所では、労働審判を利用された方が、どのようなルートでこの制度を知ったのかについて把握しているのか。
- 正確に把握しているわけではないが、弁護士が就いている場合には、弁護士が判断することが多いのではないかと思われる。また、裁判所に手続の説明を受けに来た際に、裁判所側から様々な手続の一つとして説明することもある。さらに、近年では、インターネットで情報を収集する方も多いのではないか。
- 労働に関するトラブルを抱えている方が、すぐに弁護士に相談するかという疑問である。弁護士に相談する程ではないトラブルを抱えている方に、いかに制度を利用してもらえるかが課題だと思う。
- 賃金不払や不当解雇のような事案において、実際にどの程度泣き寝入りしている人がいるかを把握することが重要なのではないか。先ほど富山の有効求人倍率が高いという話もあったが、富山県の土地柄や県民性などから、泣き寝入りしている人がそもそも少ないのであれば、それは喜ばしいことである。逆に、泣き寝入りしている人が多いにも関わらず、その人たちが労働審判等の制度を知らないために救済手続を選択することができないのであれば問題であり、そこに向けて広報を行うべきではないだろうか。

- 労働審判において構成される労働審判委員会に，労働者側，経営者側双方から一人ずつ委員が入ることのメリットは何か。
- 利用者からすれば，それぞれの立場の委員が入ることで，手続への信頼性が高まる効果があると思われる。労働審判制度の仕組みや委員の構成については，審判の始めに利用者に説明している。また，労働審判官である裁判官の立場としても，多方面から意見を得られ，議論が闊達となることで，結論の妥当性が高まる効果を感じている。
- 今回，委員の皆様から出された御意見は，今後の労働審判制度の利用促進の参考とさせていただきたい。